

松江家庭裁判所委員会（第40回）議事概要

第1 日時

令和3年8月17日（火）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 安達 泉，石原 宏，岩崎正志，大西杏理，岡崎真由子，
佐々木麻理，奈良井孝，西尾 淳，西田隆裕（委員長），
万代 剛，堀江美樹，三島恭子（五十音順敬称略）

（事務担当者）田淵事務局長，三村事務局次長，
水野首席家庭裁判所調査官，石川家裁首席書記官
遠藤総務課長，荻原会計課長

（庶務） 細木総務課課長補佐

第4 テーマ

庁舎見学，利用しやすい裁判所について，松江家庭裁判所の概要について

第5 議事

- 1 新任委員自己紹介
- 2 委員長選任
- 3 概要説明
- 4 庁舎見学
- 5 意見交換等
別紙のとおり
- 6 次回委員会のテーマ
成年後見制度の利用促進について
- 7 次回開催日時
追って指定

(別紙)

松江家庭裁判所委員会

委員長：本日のテーマについて意見交換をする前に、庁舎見学をしていただきましたので、庁舎見学を前提にした裁判所の利用しやすさという点について御意見を伺い、その後に裁判所が送付する書類の内容の分かりやすさについて御意見を伺いたいと思います。

それでは、まず庁舎見学をしていただいた上での庁舎の案内表示について、御感想、御意見を賜ればと思います。

委員：各階の該当フロアの案内表示がガラス板に表示されていますが、該当階ではない階は表示色を薄く表示されているのに対し、該当階を黒色で表示されており、分かりやすさを出されていると思うのですが、該当階の文字のフォントをもう少し大きくしたほうがより分かりやすいのではないかという気がしました。また、各階の柱に矢印で目的の法廷や事務室の方向が示されていますが、私は、うつむいて歩くので、床面にも矢印表示があると、たどり着きやすいと感じました。

委員長：貴重な御意見ありがとうございます。ほかに御意見、感想はありますか。

委員：玄関ホールにある車椅子とベビーカーを使っていいかどうかを迷うのではないかと思います。現在、文字で説明が記載されていますが、文字より絵で見える情報が、一番最初に入ってくるものだと思います。子供を連れてくる親は、目で追いかけることが多いと思うので、授乳室やベビーカーを絵で表示してみてはどうかと思います。また、現在、車いすやベビーカーに袋がかぶせてあったのですが、こうすると使っていいのかなと迷うかもしれないと思ったので、「消毒済み」、「御自由に」などと書いてあったら、ありがたいと思いました。

多目的トイレは、高齢者や子どもたちも使うと思いますが、今回見学した多目的トイレのドアにはストッパーがなく、力がある人じゃないとドアを開けき

るまで、途中でドアが止まらない仕様になっていたのですが、2段階で止まるようになっていたら安心だと思いました。

委員長：ほかに御意見、御感想はありますか。

委員：インフォメーションコーナーの前のカウンターに人がいるといいのではないのでしょうか。広いホールの中で、困っている人に対し、最初に目的を聞いて、案内できるような体制があると安心できるのではないのでしょうか。私は、古い庁舎も知っていますが、建物が新しくなって、職員の方が物理的に見えにくいという印象とともに、職員の方の来庁者への関心が少し薄い印象を持ちましたので、できるだけ玄関ホールのカウンターに案内をする方がいらっしゃると、柔らかい対応になるのではないかと思います。

委員長：今の点について、事務局のほうから、説明はありますか。

事務担当者：貴重な御意見ありがとうございます。インフォメーションコーナーについて、御説明いたします。御意見のとおり、インフォメーションコーナーのカウンターに人がいたほうがいいという御意見というのはあろうかと思えます。当庁では、平成31年3月までは、守衛を配置しておりましたが、その後は事情により配置をやめて、やむを得ず立札で対応しています。来庁者に、できるだけ分かりやすくということで、立札の記載で分からない方には、すぐ近くにある松江簡易裁判所の窓口に行っていただくように、御案内させていただいているところであり、そのような対応で御容赦いただいています。今後も、引き続き、職員が来庁者に積極的に声をお掛けするなどして、御不便をお掛けしないように努めてまいりたいと思えます。

委員長：カウンターへの職員の配置については、裁判所職員の定員の問題等もございますので、すぐに解決できる問題ではありませんが、できるだけ裁判所としても、職員に気軽に声を掛けていただくようなアナウンスをするとともに、職員側から積極的に声を掛けるという態勢で臨みたいと思えます。

そのほか、御意見、お気づきの点等はございますでしょうか。

委員：その点について、外部から来られる方は、どなたが職員かが分からないと思います。そういう状態で、来庁された方が気軽に声を掛けるというのは、少し難しいような気がします。私の職場では、勤務中は名札を下げているのですが、裁判所ではそういうことをされてないのでしょうか。

委員長：名札を下げるということはありませんが、おっしゃったように、来庁者の方が職員に気軽に声を掛ける前提として、職員として分かるような工夫というのも、適宜検討していきたいと思います。

委員：先ほどの守衛さんの話ですが、以前は確かにおられて、評判はよかったです。今はいなくなって困るという声は私も聞いたことがあります。庁舎に入っただけですぐにどなたかがいるというのは、外から入られた方にとって、安心感があるようなので、予算の都合とかあるとは思いますが、工夫いただければと思います。

次に待合室のことですが、コロナ禍前は、17号室と13号室の待合室で、それぞれに別の事件の当事者が何件か居合わせるということがありました。他人とは言え、やはり家庭の問題について裁判所に来るというのは、心理的に負担がある方も多く、そういうときに、全然知らない人とはいえ、誰かと一緒に待合室に居合わせるということは、負担があると思います。この点、待合室内にパーティションがあれば、圧迫感が生じる可能性はありますが、誰かが居合わせるという雰囲気は感じなくていいのではないかと思います。現在、観葉植物風のものも置いてありますが、ほかの人と一緒にいても、あまり気にならないような工夫をしていただけるといいのかなと思います。

委員長：座る位置を対面にしないようにするという方法もあるかもしれません。

その他、御意見はありますか。

委員：私も、仕事柄裁判所はよく利用していますが、1階のインフォメーションコーナーの自販機側はソファで、反対側が机と椅子になっており、結構、机と椅子のほうで、当事者と弁護士の方が打合せをしていることがあります。イン

フォメーションカウンターの後ろが、壁になっているので、打合せがしやすくなっていて、私が仕事の合間に、自販機でお茶しようかと思うと、結構重い話が行われていることがありました。そのような場合には、一般の方も休憩したり、ソファに座って資料を読むというふうにはなりづらいのではないかと思います。部屋の数とかの問題はあると思いますが、当事者や弁護士の方には、別途、打合せのできる部屋のようなものがあれば、一般の方にとっては、このインフォメーションコーナーが少しのんびりしてよい場所として認識してもらえるのではないのでしょうか。

委員長：ありがとうございます。今の点について、事務局から説明はありますか。

事務担当者：御意見のとおり、基本的にインフォメーションコーナーは、打合せ専用のスペースということではないですが、現実、打合せをされるということもあろうかと思います。なお、弁護士と当事者の方の打合せ場所としては2階に訴訟代理人待合室がございまして、そちらの部屋も適宜利用していただいていると思っております。裁判所として、インフォメーションコーナーで込み入った話や長い話をされている様子を完全に把握しているわけではありませんが、御意見のとおりであれば、一般の方が利用しにくい、ちょっと腰を掛けるのも遠慮するという事はあろうかと思います。貴重な御意見として承り、今後どうするか検討したいと思っております。

委員長：ほかにはございますでしょうか。本日、庁舎見学前に調停の期日通知書に記載されている家庭裁判所受付や人事訴訟の期日呼出状に記載されている203号法廷に支障なくたどり着けるかどうかを検証していただけた方がいらっしやれば御意見をいただきたいと思っております。

委員：実際に家庭裁判所受付と203号法廷も行きましたが、問題なく行くことができたので、適切な案内がされているのかなと思えました。また、用件の内容に応じた案内がきちんとインフォメーションコーナーの案内表示に記載されているので、初めて来た者にとっては、こういった場所に行けば自分の用が済

むのかということも分かるような表示がしてあると思いました。

逆に、各階にある、階段前の表示に関しては、該当階の案内を黒字で強調するという意味では非常に有益な方法かと思いましたが、目的の場所が3階であるのに、誤って2階に上がって階段前の案内表示を確認すると、該当階以外の階の表示が、少し見えにくいので、強調される文字色と、それ以外の文字色の表示を少し見直されたほうが分かりやすいのかなという印象を持ちました。

委員長：ありがとうございます。ほかに御意見はありますか。

委員：庁舎に入ったとき、1階のホールに誰もいなかったのですが、インフォメーションコーナーのカウンターに誰かいてほしいということは感じましたが、実は案内表示そのものは分かりやすくて、家庭裁判所受付は、右へ曲がればよいということが分かったので、すぐに行けました。しかし、家庭裁判所受付前の扉まで行き、受付が部屋の中にあるのも見えたのですが、少し入りづらい感じがありました。受付があるということは分かるけれども、入って誰に声を掛ければいいのか分からないこと、また、3つぐらいブースがあるのに、誰もそこにはいなかったことから、少し入りづらいと思いました。もし私が本当に呼出しを受けていたら、その最初の扉を開けるところで、少しためらうのではないかと思いました。インフォメーションコーナーのカウンターに人を置けないならば、受付に、すっと入れるような表示や掲示があると、多少変わるのではないかと思いました。

案内表示については、全体的にすごく控え目で、表示されている文字は小さいと感じました。また、平面図も、もう一回り大きくてもいいと思いました。それと、表記が基本的に全て日本語と漢字だったと思うのですが、読めない人や外国籍の方が来たときにはどうするのかなどと思いました。ルビを付けたり、ほかの言語も添えるなどの必要があるのではないかと感じました。

委員長：御意見ありがとうございました。続いて、事前に委員の皆様にお渡ししている「調停事件の相手方に送る期日通知書及びその同封書類」と「人事訴訟

事件の被告に送る期日呼出状及びその同封書類」について、書類の分かりやすさという観点での御意見を賜りたいと思います。

委員：調停事件の封筒中、「はじめにお読みください」という書面には、作成した意見書や進行に関する照会回答書などを指定された期限までに返送してくださいと記載がありますが、期日通知書を含めたこの封筒は、大体、どれぐらい前に届くものなのでしょうか。

事務担当者：期日については、3週間程度前にお知らせするようにしていますが、事案によっては、2週間程度前のお知らせとなるものもあります。

委員長：そのほか、御意見はありますか。

委員：今回、この委員会のために読みましたので、理解というのはできるのですが、恐らく、実際の当事者であれば、感情的になっていて分からないことも多いのではないかと思います。何でこんなことが起きたのか、何でこんなものが送られてきたのか、何で自分が書類を出さないといけないのか、これをしなかったら自分はどうなるのかなど感情的には分からないことだらけなのではないかと思います。そのときの問合せ先として、書面には担当書記官まで問い合わせくださいと書いてあるのですが、担当書記官というのが誰なのかということについて、期日通知書に記載してある裁判所書記官山田太郎という人が担当書記官であることは推測できるのですが、山田書記官が担当書記官であるということは、どこにも書いていないので、誰に連絡すればいいのかが分かりにくいと思いました。

また、書類に表示されている地図について、この地図は松江を知っている人にしか分からないような地図だと思いました。バスを使って裁判所に来られる方が多いかどうかは分かりませんが、裁判所までの交通機関として記載してあるバスの案内は非常に分かりにくいと思いました。「JR松江駅1番のりば」というと、普通は電車のホームを想像するのではないかと思います。また、「北循環外回り」に乗れと言われても、松江を知っている人なら分かるとは思いま

すが、他の市町村から来られるのであれば、よく分からないのではないかと思います。

事務担当者：地図の表記については、御指摘のとおりですので、改善を検討させていただきたいと思います。

委員長： そのほか御意見はありますか。

委員： 調停関係の書類中、資料提出に当たって、書類のとじしろとして余白欄を2.5センチと表記してある書類と、3センチと表記してある別の書類が同じ封筒内に入っていました。これは統一できないのでしょうか。

委員長： 御意見ありがとうございます。表記の統一を検討させていただきます。そのほか御意見はありますか。

委員： 調停関係書類中、「はじめにお読みください」と記載されている書類の中に担当書記官とありますが、私も最初、どこにどのような方法で連絡すればいいのか分かりませんでした。なお、封筒には、連絡カードというものが入れてあったので、「はじめにお読みください」の「お問い合わせ先」のところに、「連絡カードにより」、あるいは「連絡カードを参照にして」などと記載してあれば、より分かりやすく問合せができるのではないかと思います。

質問ですが、「送達場所等届出書」という書類の3(2)「相手当事者の電話連絡先を記入してください」という欄があるのですが、これは「相手方」を指しているのではないということでしょうか。

委員長： 相手当事者というのは、仮に申立人からすれば相手方、相手方からすれば申立人を指します。しかし、申立人の電話連絡先は、申立人からは申立て段階で聞いている場合が多いため、あえて、これを相手方に聞く必要性は低いかもしれません。この書式は、申立人にも使っているものですから、申立人に、相手方の連絡先を聞くための意味合いが強いと思います。なお、この書式は、全国統一書式のため、書式を改訂するのは難しいかもしれませんが、書き方を明確にするような方法を検討し、できるだけ紛らわしさがなくなるよう努めた

いと思います。

委員長：そのほか御意見はありますか。

委員：封筒の中には、いろいろな書類が入っているので、結局、相手方としては、どの書類を送ればいいのか分かりにくいのではないかと思います。例えば、書類の最後に四角いチェックボックスなどで、自分が送るべき書類がまとめて、わかるようになっていればいいと思います。また、期日通知書には、文字だけでなく、自分が来庁した時に行くべき場所の「色」が表示されていれば分かりやすいのではないと思いました。

委員長：御意見ありがとうございます。そのほか御意見はありますか。

委員：今回、事前に交付していただいた調停関係の書類が入っている封筒と、人事訴訟関係書類が入っている封筒を2つ並べたときに、封筒の差出人の表示が、調停のほうは書記官の個人名となっていて、訴訟のほうは、松江家庭裁判所となっているのですが、この違いについて御説明いただければと思います。

事務担当者：家庭裁判所を利用していることを、同居する親族に知られたくないと考える方が少なからずいらっしゃることから、調停事件については、当庁では、今のところ書記官の個人名を差出人として郵便を発送しております。ただ、差出人が個人名ということで、不審な郵便物という印象を与えかねないという懸念もあり、この点は、全国の裁判所で運用が分かれているところです。また、人事訴訟事件については、特別送達という郵便法で規定されている特殊な方法で郵送しており、これは個人名を差出人として発送することができないため、裁判所を差出人として送付しています。

委員長：ほかに御意見はありますか。

委員：先ほどの封筒の関係で、封筒の差出人を個人名で送った場合に、封筒を開けてもらえるのかということが気になります。今回のように、書類の返信日や呼出期日が決まっているという場合に、「大事な書類だと知っていれば開けたのに、行けたのに。」ということになると裁判所は困るのではないですか。例

えば、「要返信」というゴム印を赤字で封筒に押しておくなどしておけば、開封してもらえないのではないかと思いました。

委員長：本日は、貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。